

# 会議録

平成28年9月21日（水） 場 所 3階 第1研修室

## 会 議 名:第4回平成27年度木古内町決算審査特別委員会

出席委員：新井田委員長、相澤副委員長、佐藤委員、平野委員、手塚委員、福嶋委員  
鈴木委員、吉田委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後2時40分

事務局 吉 田、西 嶋

## 開 会

### 1.委員長あいさつ

**新井田委員長** それでは、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから9月20日に引き続き、第4回平成27年度木古内町決算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、8名でございます。

よって、委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立をいたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

まず、税務課の皆様、おはようございます。お疲れ様です。きょうは、よろしくどうぞお願いいたします。

いよいよ最終日の審査に入りました。各委員に関しては、大変長丁場の中、きょうが最終日となりましたので、最後の一踏ん張りをお願い申し上げながら、よろしく願い申し上げます。

### 2.審査事項

#### (1) 税務課

**新井田委員長** それでは、税務課の高橋課長からコメントをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高橋課長。

**高橋税務課長** おはようございます。

まず、職員の紹介ですが異動がありませんので、省略をさせていただきたいと思います。はじめに、税務課の決算概要について説明をさせていただきます。

町財政の自主財源の中心である町税の税込確保のため、平成27年度についても収納率の向上に努めてきました。

平成27年度の町税の予算額 4億3,149万4,000円に対し、決算額 4億3,066万7,929円となり、82万6,071円の減となりました。調定額は当初予算より減少しましたが、当初予算で見

込んだ収納率よりも現年度分・滞納分を含めた収納率は、1.7%の増となっております。

説明資料として平成27年度町税収納状況一覧表を添付しておりますが、法人税を除き前年度を上回る結果となり、5か年の中でも過去最高の収納率となっております。

また、国民健康保険を含めた現年度分は0.6%、滞納繰り越し分は4.9%前年度を上回り、現年度分・滞納繰り越し分を含めた全体としても2.1%、前年度を上回った収納率となっております。

この要因につきましては、数回にわたる催告書の送付、差押え、納税相談等の結果と考えております。

今後も貴重な一般税源の確保のため、収納率の向上に向け、滞納者への納税相談をはじめ、財産等の差押えを積極的に実施していきたいと考えております。

なお、担当主査より決算の詳細についてご説明しますので、よろしくお願いたします。  
**新井田委員長** なお、説明資料の36ページに今回の税務の関係が載っているのですが、国保税も一部絡むということで、説明は一括でといたしますので、その辺をご了承願いたしたいと思います。

それでは、山下主査、よろしくお願いたします。

**山下主査** 税務担当の山下です。

それでは、税務課所管分につきまして、私のほうから説明させていただきます。

先ほど委員長からもお話がありましたように、税務課所管分につきましては、町民税等に係る一般会計分と国保税に係る国保特別会計分がございます。まずは、一般会計分から説明をさせていただきます。そのあと国保特別会計の税に関する部分について、ご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、一般会計歳出から説明いたします。決算実績報告書29ページをお開きください。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費で、予算額 374万3,000円に対しまして、決算額 356万9,296円で、執行率は95.4%となっております。

1節の報酬から14節の使用料及び賃借料につきましては、固定資産評価審査委員会委員報酬、職員普通旅費、法規追録費などとなっております。例年と同様の支出内容となっております。

19節 負担金補助及び交付金につきましては、納税貯蓄組合補助金以下記載のとおりとなっております。平成26年度と比較しますと上から二つ目の納税貯蓄組合連合会補助金が20万円ほど減となっております。これは、平成26年度に納税貯蓄組合連合会が設立60周年を迎えたことにより記念事業を実施したことによるものであり、平成27年度ではその分が減額となっております。

続きまして、2目 賦課徴収費になります。

予算額 313万3,000円に対しまして、決算額 249万5,527円で、執行率は79.7%となっており、こちらにつきましては職員普通旅費及び納税通知書用の封筒など例年と同様の支出となっており、12節 役務費については執行はありませんでした。

13節 委託料につきましては、各税の賦課業務などに関する委託料となっており、例年同様の支出内容となっておりますが、委託料全体としましては、予算額に対しまして31万円ほどの不用額が生じております。

内容につきましては、資料番号5、決算審査特別委員会説明資料の18ページ、こちらに記載しておりますが、実績報告書では下から二つ目の土地分合筆業務委託料の実績筆数が減となったことによるものとなっております。

続きまして、実績報告書59ページをお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料のうち税務所管分は町税等還付金で、法人町民税還付金 8件 18万2,700円、町道民税還付金 7件 6万5,076円、軽自動車税還付金 1件 1万2,000円、あわせますと25万9,776円が町税還付金となっております。

税務課所管分に係る歳出は以上となっておりますので、引き続き歳入の説明のほうに入らせていただきます。

それでは、歳入の税務課所管分について説明いたします。

実績報告書は10ページから11ページとなりますが、決算実績報告書に記載しております税務課所管分の歳入に関しましては、決算審査特別委員会説明資料36ページに記載しておりますので、こちらの資料をもって説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の36ページをお開きください。

このうち、一般会計にかかる歳入について説明させていただきます。

平成27年度町税等収納状況一覧表になります。

こちらの表は、上段に税目、予算額、調定額、収入額から現年度の平成27年度を含めた5年分の収納率について記載したものとなっております、上から個人町民税、法人町民税と続きまして、入湯税までが一般会計で歳入となる税目等となっております。

税目ごとの予算額、調定額は記載のとおりとなっておりますので、主に収入額、及び収納率についてご説明いたします。

まずは、個人町民税ですが、平成26年度と比較しますと総所得金額の減少により、調定額では70万円ほど減となっているところではありますが、収入額は現年課税分で対前年度比 126万円ほど増の1億3,368万9,649円、滞納繰越分では対前年度比 40万円ほど増の58万5,028円となっており、不納欠損額は対前年度比 20万円ほど増の164万2,168円、収納率は現年課税分、対前年度比0.4%増の97.2%、滞納繰越分につきましては、対前年度比2.9%増の20.4%となっております。

次に、法人町民税ですが、収入額は現年課税分で3,775万7,051円、滞納繰越分で10万円となっており、不納欠損額は27万8,000円、収納率は現年課税分99.5%、滞納繰越分7.7%となっております。

続いて、固定資産税になります。収入額は現年課税分で1億7,816万5,980円、滞納繰越分は対前年度比 185万円ほど増の575万655円となっており、不納欠損額は対前年度比 18万ほど増の178万6,900円、収納率は現年課税分、対前年度比0.6%増の96.8%、滞納繰越分につきましては、対前年度比7.5%増の17.8%となっております。

続きまして、国有資産所在市町村交付金及び納付金につきましては、調定額、収入額ともに同額の496万9,500円であり、収納率は100%となっております。

次に、軽自動車税になります。調定台数、調定額につきましては、ほぼ前年と同様となっております、収入額は現年度課税分で対前年度比 13万7,000円ほど増の777万500円、滞納繰越分は対前年度比 9万円ほど増の22万400円となっており、不納欠損額は対前年度

比 4万円ほど減の8万7,200円、収納率は現年度課税分、対前年度比1.5%増の98.2%、滞納繰越分、対前年度比6.6%増の15.4%となっております。

続いて、町たばこ税ですが、調定額、収入額につきましては対前年度比 30万ほどの減で、ともに5,572万3,316円となっております、収納率は100%です。

次に、入湯税です。こちらは調定額、収入額につきましては、ほぼ前年同額であり66万2,850円、収納率は100%となっております。

一般会計にかかる税の計としましては、現年課税分、滞納繰越分あわせまして、調定額は対前年度比 1,883万2,000円ほど減の4億9,274万8,825円、収入額は対前年度比 656万6,000円ほど減の4億3,066万7,929円、不納欠損額につきましては、対前年度比 63万円ほど増の379万4,268円、収納率は現年課税分97.6%、滞納繰越分18.7%、合計で87.4%となっており、先ほど課長からの決算概要説明でも触れておりましたが、平成27年度を含めた過去5年の中で、最も高い収納率となっております。

1款の町税につきましては、以上となっておりますので、続きまして実績報告書に戻りまして、13ページをお開き願います。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 総務手数料のうち、税務課所管分について説明させていただきます。

総務手数料の下から4行目の税務証明手数料ですが、所得証明書等の交付手数料で、収入額 35万5,400円となっております、町税督促手数料の収入額は、16万3,860円となっております。

続きまして、実績報告書は17ページになります。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税费委託金につきましては、道民税徴収取扱費の賦課件数割、課税者1人につき3,000円が交付されることとなっており、1,957人分で587万1,000円、同じく徴収割については、滞納分の収納があった場合に一定率交付されるもので2万7,014円、合計で589万8,014円となっております。

続きまして、実績報告書19ページをお開きください。

19款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節 延滞金 1万2,992円となっております。

実績報告書20ページになります。

5項・1目・4節 雑入の税務課所管分としましては、土地精通者意見価格調書作成手数料 1万2,600円となっております。これは、税務署から町内の土地の評価額等について照会された21件ほどの調査の回答に対する収入となっております。

以上で、一般会計歳入の説明を終わらせていただきます。

引き続き、国保会計の税務所管分について、説明に入らせていただいでよろしいでしょうか。

**新井田委員長** お願いいたします。

山下主査。

**山下主査** それでは続きまして、国民健康保険特別会計税務所管分について、ご説明いたします。

歳出から説明いたします。実績報告書は7ページになります。

1款 総務費、2項 徴税费、1目 賦課徴収費、予算額 252万6,000円、決算額 242万

3,889円で、執行率は96%です。

主な支出内容は、賦課徴収に関する消耗品や郵便料、国保税賦課の委託料、渡島・檜山地方税滞納整理機構の負担金などとなっております。例年同様の支出内容となっております。

2目 納税奨励費は、予算額 8万9,000円、決算額 5万1,840円、執行率58.2%となっており、国保税の納税奨励に関するパンフレットの購入費で、前年同様の支出となっております。国保に係る歳出の説明は以上となっておりますので、引き続き歳入の説明に入らせていただいてもよろしいですか。

**新井田委員長** どうぞ。

山下主査。

**山下主査** 歳入について、ご説明いたします。

こちらについても、一般会計同様、資料にて説明させていただきますので、資料36ページをお開きください。

平成27年度町税等収納状況一覧表ですが、国保税につきましてはこちらの表の真ん中から下のほうにかけまして、国保税一般から退職、そして国保税の計を記載しております。

まずは、国保税一般分ですが、予算額及び調定額は記載のとおりとなっております。収入額は現年課税分で9,990万7,474円、滞納繰越分では対前年度比 244万円ほど増の1,283万2,427円となっており、不納欠損額は、対前年度比 71万円ほど減の474万7,479円、収納率は現年課税分、対前年度比1.1%増の92.5%、滞納繰越分、対前年度比3.9%増の16%となっております。

続いて、国保税退職分ですが、収入額は現年課税分で757万8,357円、滞納繰越分では対前年度比 90万円ほど増の96万3,799円となっており、不納欠損額は対前年度比 1万4,000円ほど減の4万3,340円、収納率は現年課税分、対前年度比0.5%増の95.1%、滞納繰越分では、対前年度比30.2%増の32.6%となっております。

国保税の計としましては、現年課税分、滞納繰越分あわせまして、調定額は対前年度比2,142万8,000円ほど減の1億9,922万7,328円、収入額は対前年度比 1,047万4,000円ほど減の1億2,128万2,057円、不納欠損額につきましては、対前年度比 72万6,000円減の479万819円、収納率は現年課税分92.7%、滞納繰越分16.6%、計で60.9%となっており、国保税につきましても26年度に引き続き、収納率は向上しているところです。

国保税を含めます町税全体の収納対策としましては、滞納者の固定化など厳しい状況が続いている中ではありますが、現年分と滞納繰越分ともに収納額を向上させるため、課長からの概要説明でもありましたが、数回の催告に加え国税や道税、年金の差し押さえや国民健康保険の短期者証交付時など納税相談の機会を多く設け、納税誓約を交わしております。また、誓約によって分納しているかたであっても納付額が少額のため、滞納額が累増しうるかたについては、誓約内容を見直しするため生活実態等を聴取し、必要により調査等を行い増額交渉を行うなど早期完納指導を行うこととしております。今後も納付状況の履行管理を続けながら納期限内納付となるよう指導を進めていくほか、履行の状況が守られない場合には財産調査を行い、差し押さえの強化を図りたいと考えております。

また、資料の37ページなのですが、上段のほうには納税方法別の一覧としまして、各税額にかかる納税方法を記載しております。給与や年金からの特別徴収が全体の36%、納税

組合での納付、口座引き落としがそれぞれ14.7%、11.9%となっております。

今後は、窓口納付者が37%ほどおりますので、納付忘れ等のない口座引き落としなどを進め、期限内納付となることが結果収納率の向上にもつながると考えますので、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

同じく37ページの下段には、滞納整理機構の収納状況となっており、移管額・収納金額・収納率はそれぞれ記載のとおりです。

また、38ページ以降には不納欠損処分について、理由別ごとに記載したものとなっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

1款 国民健康保険税につきましては、以上となります。

実績報告書に戻りまして、3ページをお開きください。

2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料は、前年度とほぼ同額の11万1,100円となっております。

国保会計における税務課所管分に関する歳入は以上となっております、ご審議をよろしくお願いいたします。

**新井田委員長** ただいま税務課より税に関する国保も含めた形の説明をいただきました。

これより審査のほうに入りたいと思いますけれども、何か委員の皆さんから確認事項があればお願いいたします。

平野委員。

**平野委員** 例年決算委員会の税務課の中の話では、収納率をもっと向上しなければならないという話にここ数年はなっている経緯があるのですけれども、課長並びに主査の話、また資料を見ますと過去5か年で最高の収納率ということで、様々な向上への取り組みに努力されてその成果が出てきているのかなということで、部分的には安心もしております。

ただ1点、予算書と比べましても特に滞納の予算のパーセンテージを大幅に上回って滞納分については、回収が大変上手く進んでいるなという感想も受けました。

その中で、固定資産税については現年課税分の収入率が予算のパーセンテージには届かなかったと。現年の未収分の金額が多いのも固定資産税であり、今後、年数を重ねていくと不納欠損の額もこの固定資産税の現年分の未収が大きく、マイナスの数値になっていくのではないのかなという心配がある中で、おそらく例えば固定資産税ですから持ち主のかたが亡くなられて家族でしょうか、相続されるかたが町内にいないパターンというのが多々多いと思うのですけれども。当然ながら相続のかたに電話連絡なのか督促状等は通知をしていると思うのですが、さらに現年度分の収入率を上げるために本人との面談等も必要だと思うのですけれども、町内に住んでおられるかたへの面談等は足を運んで時間的には可能だと思うのですけれども、町外にいるかたの滞納についての取り組み状況をお伺いします。

**新井田委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** 固定資産税の町外の滞納者への対応ということですが、滞納者の全体的な対応について、まず説明をさせていただきたいと思います。

まず、現年度分の滞納されているかたにつきましては、納期が過ぎましたら20日以内に督促状を発送させていただいて、自主納付を促しているということでございます。

そのあと、納付されないかた、また納税相談に来られないかたにつきましては、現年度

分・滞納分を含めまして催告書を送付させていただくということで、その催告書の送付によって納税誓約をして履行されるかた、また毎月分納されるかた、そういうかたがおります。

また、催告書を送ってはいるのですけれども反応のないかた、納税相談等のないかた、また分納のないかたがおりますので、そういうかたにつきましては町外であろうとも財産調査等をしてということで進めております。

現年度分の固定資産の対応ということで、直接お会いするということはいままで実施はしてきておりません。先ほど言ったそういう催告書等の中で、現年度分を含めまして納期が過ぎたものに対して、財産等の調査をするというような書類を出させていただいて、対応をさせていただいているという現状でございます。

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** 現状については、いま言われた20日以内に督促状、その後催告書。確か去年も同じ説明を聞いて、そこは理解はしているのです。

そうしましたら、未収分の固定資産税だけにいま話をしますけれども、約600万円あるうちの町内に住まわれているかた、それ以外のかたの内訳はおおよそでもパーセンテージと言いますか、わかりますか。

**新井田委員長** 山下主査。

**山下主査** 未納分のだいたい3割程度が町外のかたとなっております。実際には固定資産税となりますと、こちらに両親が住んでいてお子さん達が町外に出られるパターンで、登記が実際住んでいないかたとかも多くいらっしゃいます。うちのほうでは、登記に関係なく法定相続人に対して納税通知書等の発送するところなどへはあるのですが、未納があったりとかした場合にはここ数年は相続放棄の手続きを取られるご親族のかたもいらっしゃるの事実です。ただ、うちのほうとしましては、登記の関係を調査しまして、あとは戸籍のほうを追跡しまして、調査を進めているところです。この場合、滞納整理機構ですとか振興局の納税課のほうにも相談をさせていただいて事務を進めているのですが、相続人の特定までは一定程度時間がかなり要するので、実際問題とても苦慮しているところではあります。粛々と事務のほうは1件1件調査をしているところでございます。

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** まさにそこが課題だと思うのですけれども、結局ご本人が亡くなられた場合に、登記を変えてない場合には、結局財産の差し押さえというところにまでいきませんよね。そうなってくると当然ながら、未収の部分を相続人に時間がかかっても相談をすると自然の流れで放棄しますということで、不納欠損につながっていくと思うのです。ですので当然ながら、ルールに整理機構と相談をされた中で進めていくという話ですけれども、相続人の町外のかたと折衝をして30%の何件なのかわかりませんが、そこを減らしていく取り組みがちょっと力入れが必要なのかなと個人的には思いますので、そういうことです。

**新井田委員長** 使用料だとかこういう部分に関しては、審査の中で対象になった課もあるのです。非常にいまそういう部分で心抑えてるのは当然理解はしているのですけれども、やはりパーセンテージは低くても金額ベースでいったら相当な金額なのですよね。だから、そういう部分を考慮しますと、やはりいま昨年並みの動きは当然されている。なお且つ、

法的な部分も踏まえて対応をしているということですのでけれども、いま言ったように足で確認をするとかそういうことも必要だとは思っています。いま町外の部分も確かにあるのですが、やはり何か手を変え品を変えというような部分も含めて、前向きな回収の増を図っていくということは必要なことだと思いますので、いま平野委員からいろいろそういう部分の観点からお話をされたという部分で解釈をしていますけれども、そういうことで鋭意努力をしていただきたいと思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時03分

**再開** 午前10時08分

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

冒頭に課長から説明がありましたように、町税確保という部分では全体でも2%アップしまして、ここ5年間でどんどん数字も上がっているということで、日頃の業務のほうを非常に努力をされたのだなということは、この決算の中で伝わってきました。

それで1点だけ、質問をさせていただきたいと言いますか確認なのですが、資料番号の42ページで不納欠損の内訳です。こちら、平成22年度までの内訳なのですが、22年度までの分だけで、それ以降はないという解釈でよろしいのでしょうか。

**新井田委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** あくまでも不納欠損につきましては、税法に基づいて処理をさせていただいているということで、22年度分までの税額を対応させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

**新井田委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 理解できました。そうしますと、ここにはまだ載っていないのですが、例えば予備軍と言いますか今後、また不納欠損として出てくるたぶん恐れもあると思うのですが、それがないように積極的に徴収をされているという理解でよろしいでしょうか。

**新井田委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** まず、この不納欠損に該当するかということでは当然、税法元になるのですが、41ページのほうに理由等を記載をしております、滞納処分をすることによって財産がない時だとか生活が悪くなったりだとか、そういうかたがまず滞納処分をすることができるということになっておりまして、例えば滞納をされているかたで生活保護等を受給されたかたがいたとすれば当然、そのかたは財産等がなくなりますので、そういう形で過去の分は不納欠損ということになります。あくまでもいろいろ財産調査をした中で、そのかたがはたして納付できる能力がないのかその辺の全部調査をしますので、そういう形でそういうかたが今回不納欠損ということで、処理をさせていただいた内容ということになります。



**新井田委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 丁寧な説明をありがとうございました。理解できました。税込というのは、先ほどほかの委員からもありましたように、とても貴重な財源ということで、今後とも一層の努力のほうをよろしくお願ひいたします。以上です。

**新井田委員長** ほかにないですか。

平野委員。

**平野委員** 資料37ページの滞納機構の収納状況なのですけれども、こちら収納をされている金額というのは、全部現金という解釈でよろしいですか。先ほどからおっしゃっている財産差し押さえ等々で上げた成果というのは、今年度に関してはゼロという解釈でいいのかどうなのか。

**新井田委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** 滞納整理機構から木古内町への入金につきましては、振込ということで木古内町の口座に入りますが、納付される内容につきましては、例えば給与の差し押さえをされているか。それに給与等が押さえられなくなった場合には搜索ということで、27年度は10件いらしていますが、そのうち2件が搜索に入りまして、財産と例えばテレビ等を換価したとか、そういうことで入ってきているというケースもございます。

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** 整理機構さんの内訳というのは当然、行政に報告があると思うのですけれども、その内訳というのは一覧で目に見て取れる資料等というのは、我々は見られますか。

**新井田委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** 個人情報になってしまいますので、総体の中で今回資料として提示をさせていただいて、全体の移管額に対してどれだけ27年度は滞納整理機構で徴収をされたかというようなそういう一覧で出ささせていただいたということになります。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時14分

**再開** 午前10時17分

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** ないようですので、以上をもちまして、税務課所管の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時17分

**再開** 午前10時30分

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。  
暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時30分  
**再開** 午前10時40分

## (2) 町民課

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課の皆さん、お疲れ様でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、町民課の吉田課長より報告事項をお願いいたします。

吉田課長。

**吉田町民課長** 改めまして、おはようございます。町民課の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず現在出席をしております職員のほうをご紹介しますと思います。

隣にいるのが国保担当の佐藤主査です。こちらが、4月に主査に昇格しました戸籍担当の敦澤主査です。私の後ろが福祉年金担当の吉澤主査です。町民課ということで、尾坂主幹です。国保担当の秋庭主任です。主任・主事等のグループ員につきましては、窓口業務がありますので、担当の順番がきましたら入れ替わりで出席となります。主査・主幹につきましては、最終まで出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、町民課の決算概要について、ご説明させていただきます。

まずはじめに、一般会計についてですが、戸籍担当では平成25年度から2年間の継続費で行ってまいりました戸籍事務電算化事業が終了し、委託料の総額が約5,723万円ほどの減となる一方で、新たにマイナンバー制度に関する費用として約236万円を支出しております。

また、福祉年金担当では前年度に引き続き、実施された臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の給付に関する費用として合計で約912万円を支出しております。

また、住民担当では、渡島西部広域事務組合への負担金として9,027万8,000円を支出しておりますが、これは主にし尿処理施設の解体工事費等により、前年度より2,531万8,000円の負担額の増となっております。

一般会計につきましては、このほかのほとんどは前年度と同様の支出内容となっております。特に目立った事業等はありません。

次に、国民健康保険特別会計ですが、歳入の総額が9億8,112万7,330円で、前年度と比較して9,710万5,371円の増となっております。歳出の総額は8億5,737万4,142円で、前年度と比較して8,339万5,829円の増となっております。歳入歳出ともに大幅な増額となった主な要因は、保険財政共同安定化事業の対象医療費の下限撤廃に伴う交付金及び拠出金の大幅な増によるものです。歳入から歳出を差し引きした1億2,375万3,188円が平成28年度への繰り越しとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入の総額が1億6,011万3,931円で、前年度と比較して213万6,528円の増となっております。歳出の総額は1億6,001万8,434円で、前年度と比較して219万7,581円の増となっております。歳入から歳出を差し引きした9万5,497円が

平成28年度への繰り越しとなっております。

以上が、町民課の決算の概要となります。詳細につきましては、担当主幹・主査からご説明いたしますが、順番としましては国保担当、戸籍担当、福祉年金担当、住民担当という順番でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**新井田委員長** 早速、住民グループ国保の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

佐藤（利）主査。

**佐藤（利）主査** 町民課後期国保担当の佐藤です。よろしくお願いいたします。

国保・後期・一般会計の順番で説明をさせていただきます。

実績報告書は国保と後期が一緒になっておりまして、決算資料については54ページから59ページが国保・後期担当分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、国民健康保険特別会計からご説明させていただきます。

国民健康特別会計につきましては、先ほど税務担当のほうからご説明があった税務分以外のものについて、説明させていただきます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計実績報告書、6ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、決算額 1,854万5,053円で、支出の主なものとしましては、職員2名分の人件費と委託料になっております。前年と同様の支出内容になっておりますが、主に13節 委託料で前年計上してございました前期高齢者受給者制度改正に伴うシステム改修分と国保情報データベースシステム改修分の減により220万7,693円減になっております。

2目 連合会負担金は前年並ですが、平成27年度は国保連合会渡島支部負担金がなかったため減となっております。

実績報告書、7ページをお開きください。

3項・1目 運営協議会費については、前年同様の支出内容となっておりますが、1節 報酬の委員報酬が日額1,000円から3,000円になったことから、報酬については前年より2万円増となっております。

4項・1目 趣旨普及費は、前年並となっております。

実績報告書、7ページから9ページになります。

2款 保険給付費は、全体で4億6,118万8,871円支出しております。保険給付費の合計は前年度と比較しまして、全被保険者で1,771万6,144円減少しております。

保険給付費については、説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の55ページをお開き願います。

国民健康保険世帯数・被保険者数の推移についてですが、平成22年度末から27年度末までの世帯数と被保険者数の推移の表となっております。

国保の世帯数と被保険者数の欄になりますが、世帯数、被保険者数ともに、平成22年度末から年々減少しておりまして、平成27年度末時点では国保の世帯数は830世帯、被保険者数は1,290人となっております。また、そのうち前期高齢者の人数は625人となっております。前期高齢者の人数も少しずつ減少しておりますが、被保険者数のうち前期高齢者の割合は年々上昇しておりまして、平成27年度末には被保険者のうち前期高齢者の割合は48.4%となっている状況です。

次に、説明資料の56ページをお開き願います。

平成26・27年度の療養給付費・療養費・高額療養費等の保険者負担額比較表になります。左側に、療養給付費と記載している項目になりますが、一般被保険者と退職被保険者をあわせた平成27年度の療養給付費は3億9,751万7,747円で、前年より1,850万1,932円減となっております。

次の段の療養費ですが、療養費については、一般と退職あわせて平成27年度は486万2,344円で、前年より6万6,993円減と前年並となっております。

上から三番目の高額療養費になりますが、高額療養費は一般・退職あわせて5,718万7,876円の支出で、前年より257万4,669円増となっております。

次に、その下の高額介護合算療養費ですが、平成27年度は対象者が2名おりましたので、1万8,595円支出しております。

医療費の合計は、平成27年度で4億5,958万6,562円で、前年より1,597万5,661円減となっております。

出産育児一時金は1件、42万円、葬祭費については11件、33万円の支出となっております。それでは、実績報告書に戻りまして、実績報告書の9ページになります。

3款 後期高齢者支援金等は事務費拠出金とあわせて、決算額 7,340万9,942円、執行率99.9%となっております。

4款 前期高齢者納付金等は、前年並です。

5款 老人保健拠出金は、前年と同額、6款 介護納付金は、決算額 3,498万6,715円で、執行率100%となっております。

7款・1項 共同事業拠出金、1目 高額医療費拠出金、決算額 1,414万8,139円、執行率100%となっております。前年より285万3,003円減となっております。

2目 保険財政共同安定化事業拠出金は、決算額 1億6,675万775円、執行率100%となっております。保険財政共同安定化事業は、平成26年度まではレセプト1件あたり30万円を超え80万円以下だった対象医療費が、平成27年度からは80万円以下の全レセプトが対象となったため、前年より9,881万9,490円増となっております。

実績報告書、10ページになります。

3目 その他拠出金から5目 保険財政共同安定化事業事務費拠出金は執行なし、6目 その他の共同事業事務費拠出金は前年並となっております。

8款 保健事業費、1項・1目 特定健康診査等事業費については、前年並となっております。

実績報告書は、10ページから11ページとなります。

2項 保健事業費、1目 疾病予防費、決算額 200万4,049円となっております。

平成27年度につきましては、11節 需用費のインフルエンザワクチンの単価が上がったことにより19万6,097円増となっておりますが、ほかの節については前年並となっております。

実績報告書、11ページです。

3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、決算額 3,094万8,493円、前年より320万2,850円増となっております。これは、主に13節 委託料の健康管理システム49万2,480円の増と、18節 備品購入費の健康管理システム用パソコン、保健指導車購入、

保健指導室・ロビー用テレビの222万6,548円の支出分で増となっております。その他につきましては、前年同様の支出となっております。

実績報告書、12ページとなります。

2目 施設管理費は、決算額 570万1,417円で、前年同様の支出となっております。

9款 公債費は執行なし、10款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金のうち支出のあったのは、3目 償還金で、平成26年度の各補助金、負担金の確定に伴う返還金となっております。決算額 857万6,999円となっております。

実績報告書、13ページになります。

2項 延滞金は支出なし、3項 繰出金は、特別調整交付金で受けた直診分3,412万8,000円を国保病院会計へ繰り出しております。

11款 予備費の執行はございません。

歳出の説明は以上となっております。

歳入について、ご説明させていただきます。

実績報告書、3ページをお開きください。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金は、決算額 1億1,185万3,792円、医療費の減により前年より202万9,843円減となっております。

2目 高額医療費共同事業負担金は、決算額 353万7,034円、高額療養費拠出金の減により前年より71万3,251円減となっております。

3目 特定健康診査等負担金は、前年並です。

2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金は、決算額 8,780万1,000円となっております。財政調整交付金の詳細につきましては、説明資料54ページで説明をさせていただきます。一番上に、国庫支出金の財政調整交付金の内訳を記載しております。

平成27年度につきましては、前年と比較しまして1,897万6,000円増となっております。

普通調整交付金で745万1,000円増、直営診療施設分で1,289万7,000円増になったことが主な要因となっております。

実績報告書に戻りまして、3ページです。

4款 療養給付費交付金は、決算額 4,030万1,000円で、退職被保険者数の減による医療費の減により前年より1,141万107円減となっております。

5款 前期高齢者交付金は前年並、6款 道支出金、1項 道負担金、1目 高額医療費共同事業負担金と2目 特定健康診査等負担金については、3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、2目 高額医療費共同事業負担金と3目 特定健康診査等負担金とそれぞれ同額となっております。

実績報告書、4ページになります。

2項 道補助金、1目 道調整交付金は、決算額 7,028万4,000円となっております。

こちら説明資料の54ページで説明をさせていただきます。

真ん中に記載しております、道調整交付金を参照願います。

道調整交付金については、主に国保直診施設整備分で前年より891万7,000円増、保険財政共同安定化事業等分で前年より1,802万8,000円増となっており、合計で前年より2,558万1,000円増となっております。

実績報告書に戻りまして、7款・1項 共同事業交付金、1目 高額医療費共同事業交付金、

決算額 1,291万9,558円で、前年より150万5,407円減となっております。

2目 保険財政共同安定化事業交付金は、決算額 1億4,605万2,399円となっております。歳出の拠出金と同様に、平成27年度から保険財政安定化事業が改正され、レセプト1件あたり30万円を超え80万円以下だった対象医療費が、平成27年度からは80万円以下の全レセプトが対象医療費になったため、前年より8,744万5,524円増額となっております。

8款 繰入金、1項 一般会計繰入金については、説明資料でご説明させていただきます。説明資料の54ページになります。

一番下の繰入金内訳欄をご参照願います。

保険基盤安定繰入金は、決算額 3,705万7,028円で、前年に比べて425万2,700円増となっております。これは、保険者支援分で7割・5割軽減者の支援率が上がったこと、2割軽減者に対する支援が追加になったことによる増となっております。

2目 一般会計繰入金は、決算額 4,977万4,000円となっており、主に人件費等事務費分で減、健康管理センター一分で増となっておりますが、前年並の決算となっております。

実績報告書に戻りまして、9款 繰越金は、決算額 1億1,004万3,646円となっており、前年より1,313万6,670円増となっております。

10款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料については、収入はありませんでした。

実績報告書、5ページになります。

2項 預金利子についても収入はありませんでした。

3項 雑入、1目 一般被保険者第三者納付金については、決算額 6万1,383円となっており、2目 退職被保険者等第三者納付金については収入はありませんでした。

3目 一般被保険者返納金は、決算額 1万5,075円、4目 退職被保険者等返納金については、収入はありませんでした。

5目 雑入は、超高額医療費共同事業交付金が2万1,523円、指定公費医療分で1万2,166円、滞納整理機構過年度精算還付金が14万5,624円の合計17万9,313円の収入となっております。

歳入合計 9億8,112万7,330円から歳出合計 8億5,737万4,142円を差し引いた、差引額 1億2,375万3,188円が28年度へ繰り越しとなります。

国保分は以上です。

**新井田委員長** ただいま国民健康保険特別会計決算実績の説明をいただきました。

これより審査のほうを執り行いますので、何か委員の皆さんからあれば。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** ないようですので、引き続き後期高齢者医療特別会計について、審議をいたします。

佐藤(利)主査。

**佐藤(利)主査** 後期高齢者医療特別会計について、ご説明させていただきます。

はじめに、説明資料で平成27年度の後期高齢者医療の被保険者数と医療費について、ご説明させていただきます。

説明資料、55ページをお開き願います。

一番下の後期高齢者医療被保険者数ですが、平成22年度末から平成27年度末の被保険者数については、大幅な増減はなく、平成27年度末時点では、1,126人となっております。

次に、説明資料58ページをお開き願います。

平成26年度と27年度の後期高齢者医療の給付状況となっております、平成27年度は療養給付費の合計で、保険者負担額 9億4,706万4,318円、療養費は875万7,947円、高額療養費・高額介護合算で4,343万6,617円となっております。

前年度と比較しまして、療養給付費が32万9,115円増、療養費が89万7,046円増、高額療養費・高額介護合算で128万2,621円増となっております、あわせて250万8,782円前年より増となっております。

続きまして、決算実績報告書でご説明をさせていただきます。

歳出のほうから説明させていただきます。

実績報告書、3ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費と2項 徴収費については、前年と同様の支出となっております。

2款・1項 保健事業費、1目 疾病予防費については、前年と同様の支出となっておりますが、11節 需用費が主にインフルエンザワクチン単価が増額になったことにより、前年より42万9,023円増となっております。

実績報告書、4ページをお開き願います。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額 1億5,656万7,241円となっております。保険料分で減、療養給付費負担金分が増になり、前年より185万7,629円増となっております。

4款 諸支出金、5款 予備費については、執行はありませんでした。

歳出の説明は以上です。

続いて、歳入についてご説明させていただきます。

実績報告書、1ページをお開き願います。

1款・1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料、決算額 3,316万1,400円、収入率100%となっております。

2目 普通徴収保険料、現年度分、滞納繰越分合計で決算額 1,238万300円、うち現年度分収入率99%、滞納繰越分収入率34.7%となっております。

平成27年度に関しては、不納欠損処分をしております、説明資料59ページに記載しておりますとおり、6名分、23万8,400円を不納欠損処分しております。

2款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料は前年並、3款 広域連合支出金、1項・1目 広域連合補助金は、前年と同額となっております。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金は、決算額 414万9,000円、2目 保険基盤安定繰入金は決算額 2,830万5,729円となっております。

実績報告書、2ページをお開き願います。

3目 療養給付費負担金繰入金は、決算額 8,042万7,212円となっております。

5款・1項・1目 繰越金は、決算額 15万6,550円となっております。

6款 諸収入、1項 延滞金及び過料、2項 預金利子については、収入はありませんでした。

3項・1目 受託事業収入、1節 健康診査等受託事業収入は前年並、4項・1目 雑入は、重複・頻回受診者の訪問指導料分で決算額 8,000円となっております。

歳入合計 1億6,011万3,931円、歳出合計 1億6,001万8,434円で、差引額 9万5,497円

が28年度へ繰り越しとなります。以上です。

**新井田委員長** 後期高齢者医療特別会計についての説明をいただきました。

何か委員のほうからございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** ないようですけれども1点、この使用料で今回保険督促手数料とかいろいろありますけれども、例えば不納欠損とか発生した場合に、ほかの課との連携は何かあるのですか。例えば手数料関係で不納欠損とか発生した場合に、例えば建設水道課とかいろいろありますよね。そういう関連というのは、別につながりというか意見交換とかないのですか。各課においてそういう。

吉田課長。

**吉田町民課長** いまのお尋ねですけれども、基本的にうちのほうの今回不納欠損をした部分につきましては、今回はじめて行ったのですけれども、資料の59ページにあるとおり、1番から6番までということで、24年度までの滞納分を不納欠損をしたということなのですけれども。いま現在、過年度の滞納があるかたが3名なのですけれども、そのうち2名はいまも普通に過年度としてもらっていますので、あともう1名につきましては6番にある行方不明者ということで、これにつきましては後期高齢の広域連合からもこの部分は収入をしないでくれということと言われていまして、ですからいま実際に滞納があるかたは全く折衝もできていないかたというのは、いま言った行方不明のかた以外はないものですから、特にほかのところと連携というのは行っていないという状況です。

**新井田委員長** わかりました。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

後期高齢者の実績報告書の歳入の1ページなのですけれども、特別保険料の現年度分で9割・8.5割・5割・2割と書いているのですけれども、予算書のほうでは7割になっているのですよね。ここのたぶん制度か何か変わったのかなと思うのですけれども、その辺りを詳しく説明をしていただければと思います。

**新井田委員長** 佐藤(利)主査。

**佐藤(利)主査** 本来であれば9割・7割・5割・2割なのですけれども、8.5割の部分が特例で8.5割になっているもので、決算では8.5割にさせていただいていました。

**新井田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時00分**

**再開 午前11時01分**

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤(利)主査。

**佐藤(利)主査** 元々は9割・7割・5割・2割なのですけれども、制度改正で8.5割になっています。

**新井田委員長** ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)



**新井田委員長** ないようですので、後期高齢医療特別会計についての審査を終了いたします。

続きまして、一般会計分の説明をお願いいたします。

佐藤（利）主査。

**佐藤（利）主査** 関係する一般会計会計分をご説明させていただきます。

一般会計の実績報告書と国保後期の実績報告書でご説明をさせていただきます。

歳出よりご説明いたします。

一般会計実績報告書の33ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金、8,683万1,028円を国民健康保険特別会計に繰り出しております。

内訳につきましては、国保特別会計の実績報告書の歳入4ページをお開き願います。

8款 繰入金の1目 保険基盤安定繰入金と2目 一般会計繰入金が入内訳になっております。

一般会計の実績報告書、36ページになります。

11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金、1億1,228万1,941円を後期高齢者医療特別会計へ繰り出しております。

内訳につきましては、後期高齢者の実績報告書、歳入1ページをお開き願います。

4款 繰入金の1目 事務費繰入金、2目 保険基盤安定繰入金、2ページをお開きください。3目 療養給付費負担金繰入金が入内訳となっております。

一般会計実績報告書、37ページです。

12目 老人医療費は執行がありませんでした。

歳出は以上です。

歳入について、ご説明させていただきます。

実績報告書、14ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金 600万5,889円となっております。これは、保険基盤安定制度の保険者支援分の基準額の2分の1を国が支援するものです。

実績報告書、16ページになります。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金、決算額は2,178万6,881円です。こちらにも保険基盤安定制度と国民健康保険税の低所得者に対する保険税軽減分の基準額の4分の3と保険者支援分の基準額の4分の1を道が支援するものです。

4節 後期高齢者医療負担金、決算額は2,122万9,296円となっております。

後期高齢者保険料の低所得者に対する保険料軽減分の基準額の4分の3を道が負担するものとなっております。

一般会計歳入は以上です。

**新井田委員長** 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**新井田委員長** 一般会計のほうも質疑はないということで、以上をもちまして、国保担当の所管を終わりたいと思います。

引き続き、住民グループ戸籍の説明をお願いいたします。

敦澤主査。

**敦澤主査** 4月より戸籍担当主査となりました敦澤です。よろしくお願ひいたします。

歳出より説明させていただきます。

一般会計実績報告書、30ページをお開き願ひます。

決算資料は、43ページ・44ページとなっております。

2款 総務費、3項及び1目 戸籍住民基本台帳費、決算額 761万1,269円、執行率85.1%となりました。

9節 旅費から12節 役務費までは、例年と同様の支出となっております。

13節 委託料 402万491円、前年度と比較して、5,722万9,119円減となっております。

要因といたしましては、戸籍事務電算化事業業務委託が完了したことによるものであります。委託料の3項目目 公的個人認証サービス受付窓口用機器保守委託料 6万8,427円ですが、27年12月をもって委託期間が満了したことに伴い、前年より2万2,809円の減となっております。

続きまして、5項目目の戸籍システムパッケージ保守委託料 323万3,520円ですが、前年度は委託期間が半年間でしたが、27年度より1年間の委託期間となっておりますので、161万6,760円の増となっております。

14節 使用料及び賃借料、こちらは昨年度と同額の支出となっております。

このほか新たな支出として、18節 備品購入費 102万7,080円、内訳としまして住基ネット統合端末タッチパネル 19万8,720円、こちらは個人番号カードの交付時における暗証番号設定の際などに窓口で使用するものです。

住基カード・共通番号裏書システム 82万8,360円、こちらマイナンバー事務に関連し、マイナンバー通知カード・個人番号カード・住基カード・外国人の在留カード等の券面記載事項に変更が生じる転入・転居などの際に、各種カードに変更事項を印字するためのシステムとなっております。

19節 負担金補助及び交付金で新たな支出として、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 133万5,000円です。こちらの交付金は、マイナンバーの通知カード・個人番号カード関連事務を委任しております、地方公共団体情報システム機構への支出額であります。国庫補助対象となっております。

こちらの節につきまして、112万7,000円の不用額が生じておりますが、主な内容としまして、マイナンバーの通知カード・個人番号カード関連事務を委任しております、地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金額の減となっております。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。

実績報告書、13ページをお開き願ひます。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目 及び1節 総務手数料のうち、戸籍所管分といたしまして、戸籍・住民票・印鑑証明手数料につきましては、記載のとおり収入となっております。その他証明手数料につきましては、310件、12万4,400円のうち、299件、12万1,100円が戸籍所管分となっております、総務手数料合計実績額 223万2,700円となっております。

続きまして、実績報告書14ページをお開き願ひます。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目及び1節 総務費補助金のうち、戸籍所管分としまして、個人番号カード交付事業費等補助金 168万5,000円となっております。

内訳としまして、個人番号カード交付事業費補助金が133万1,000円、事務費補助金が35万4,000円となっております。事業費補助金につきましては全額、歳出の19節 負担金補助及び交付金にて支出となっております交付金 133万5,000円への充当分としての補助金です。事務費補助金につきましては、通知カード・個人番号カード交付の経費に関する補助金となっております。

次に、実績報告書15ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目及び1節 総務費委託金のうち、戸籍所管分としまして、中長期在留者住居地届出等事務委託金 18万1,000円となっております。

次に、実績報告書17ページをお開き願います。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目及び1節 総務費委託金のうち、戸籍所管分としまして、福祉統計調査委託金 1万2,400円、旅券事務委託金 4万3,300円となっております。

歳入につきましては、以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

**新井田委員長** いま戸籍係りより説明をいただきました。何かございますか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時14分**

**再開 午前11時15分**

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

戸籍のほうに関しては、ないようですので、これをもちまして、終了といたします。

ありがとうございました。

引き続き、福祉年金の説明を求めます。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時15分**

**再開 午前11時15分**

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、説明を求めます。

吉澤主査。

**吉澤主査** 福祉年金担当主査の吉澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、歳出より説明させていただきますが、支出のなかったもの、前年並みの支出説明は省略させていただきます。

実績報告書32ページ、資料は45ページです。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、予算額 8,900万1,000円、決算額 8,887万6,150円で、執行率は99.9%です。

資料1の生活保護実施状況について、若干ご説明いたします。

過去3年の受給者世帯数、人員については記載のとおりですが、27年度の新規申請10件の内訳については、高齢世帯が4世帯、母子世帯が2世帯、病気等により就労できない世帯というのが4世帯ありました。

また、廃止等12件については、死亡による廃止8件、施設入所等による転出が1件、年金支給開始による廃止が3件となっています。

実績報告書に戻ります。

前年と比較して大きく変わったところは、13節 委託料で、行旅死亡人葬祭委託料として15万1,200円を支出しております。これは、資料の2.送還保護費等支出状況の二つ目の丸になりますが、札幌市在住者が出稼ぎ先であります当町において死亡しまして、その遺体等の引き取りについて遺族全てが拒否したため、葬祭に係る経費を道に補助申請して対応いたしました。本人の所持金は1,000円程度のもので、死亡するまで仕事をされていたので、その分の給料を充てがいがいまして、その分の不足を道に申請して、補助をいただいたものです。申請した分、全ては道費でいただいております。

その上の段の一つ目の丸で、送還保護旅費の内訳を掲載しております。平成27年度では27人に対し、合計で4万8,510円を支出しています。

次に、実績報告書33ページで、資料は3.福祉灯油支給状況です。

27年度では43世帯に対し、25万4,069円を支出しており、このうち2分の1の12万7,000円を地域づくり総合交付金として道より補助をいただいております。

このほかは、ほぼ例年同様の支出となっております。

実績の33ページ、2目 国民年金事務費ですが、需用費のみの支出になっています。

次に、実績報告書35ページになります。

6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費、予算額 2,241万5,000円、決算額 1,995万45円で、執行率89%です。

大きく変わったところは13節 委託料で、福祉医療給付システム導入委託料として92万2,320円を支出しております。

20節 扶助費 1,772万6,927円、内訳は実績報告書記載のとおりで、不用額 225万9,073円の要因は医療費の減となっています。

7目 乳幼児医療費、予算額 1,003万8,000円、決算額 837万3,508円、執行率83.4%です。6目 同様、システム導入委託料として46万80円の支出が昨年度より増となっています。

20節 扶助費 710万5,708円、内訳は記載のとおりで、不用額 151万1,292円の要因は医療費の減となっております。

ここで、資料47ページをご覧ください。

各医療受給者数の推移と給付状況を掲載しております。人口に対しての受給者数は、重度・ひとり親は2から3%、乳幼児は6%前後で推移しており、48ページの27年度の給付状況は、延べ件数で重度医療3,620件、ひとり親722件、乳幼児医療では3,641件分を支出しております。

次に、実績報告書37ページになります。

13目 臨時福祉給付金費、予算額 789万3,000円、決算額 776万9,582円で、執行率98.4%です。

資料46ページに戻りますが、5. 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給状況をあわせてご覧ください。

19節 負担金補助及び交付金で、臨時福祉給付金として、支給額 6,000円の1,132名分で、679万2,000円を支出しており、費用は全て国の補助金となっています。

次に、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費は、需用費と役務費のみの支出です。

2目 児童措置費、予算額 1億1,182万7,000円、決算額 1億1,145万9,260円、執行率99.7%です。

13節 委託料は、資料46ページの6にあります、入所児童数によって算出し、支出した額となっています。

また、新たな支出としましては、19節 負担金補助及び交付金で、特定教育施設利用負担金として、72万3,360円を支出しておりますが、これは知内幼稚園を広域利用していた2名分の利用負担分です。

21節 扶助費は、資料46ページの7にあります、児童手当受給者について支出した年額となっています。

次に、実績報告書38ページです。

3目 子育て世帯臨時特例給付金費、予算額 135万2,000円、決算額 135万344円、執行率99.9%です。

19節 負担金補助及び交付金で、お開きの資料の5にありますとおり、支給額 3,000円の323名分で、96万9,000円を支出しております。

この給付金の支給要件は、平成27年6月分の児童手当支給対象者としていますが、公務員等の共済関係の児童も含まれますので、当町で支出している児童手当受給者数とは一致いたしません。

実績報告書、59ページになります。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料の中の二つ目の項目、平成26年度保育所運営費国庫負担金返還金 9,685円、同じく道費負担金返還金 4,842円、平成26年度臨時福祉給付金事業費補助金返還金 22万5,000円、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金返還金 5万円は、実績に伴う返還金となっています。歳出については以上です。

引き続き、歳入について説明いたします。

実績報告書、12ページになります。

11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金の1,498万3,720円は、保育所入所児童保護者負担金になっています。

続きまして、報告書14ページになります。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金です。上段の国民年金負担金事務費交付金として123万7,982円、2節 児童福祉費負担金は、保育所運営費負担金、児童手当負担金として4,945万4,000円が交付されています。

2項 国庫補助金、1目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金の2段目になります、臨時福祉給付金事務費補助金として154万3,000円、同給付金事業費補助金として720万円が交付されています。

2節 児童福祉費補助金は、子育て世帯臨時特例給付金費事務費補助金で38万1,000円、

同給付金事業費補助金として96万9,000円が交付されています。

この給付金の関係は、臨時福祉給付金で41万2,000円が事業実績より多く交付されていますので、返還することになっています。

次は、15ページになります。

3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当支給事務費委託金 7,312円で、資料46ページの8にあります、特別児童扶養手当の対象児童数に、その年度に決められた積算単価をかけた額となっています。

実績報告書、16ページになります。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金で、上段の民生委員等関係経費負担金が154万5,360円。

2節 児童福祉費負担金は、保育所運営費負担金、児童手当負担金で、1,845万2,999円です。

2項 道補助金、1目 総務費補助金、2節 地域づくり総合交付金 686万9,000円のうち、12万7,000円が福祉灯油の支給に係る補助金として交付されています。

2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金 612万5,000円、4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金は49万8,000円で、内訳はそれぞれ記載のとおりとなっています。

実績報告書、17ページになります。

5節 乳幼児医療費補助金は106万円、6節 乳幼児医療事務費補助金は、1万6,000円です。

実績報告書、19ページの16款・1項 寄付金、2目・1節 民生費寄付金はありませんでした。

実績報告書、20ページですが、19款 諸収入、5項・1目・4節 雑入の町民課所管のうち、3段目の送還旅費返還金が2件で4,060円、行旅死亡人取扱い費用として15万1,200円、高額療養費繰替金が189万3,528円で、内訳は記載のとおりとなっています。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**新井田委員長** ただいま福祉年金の説明をいただきました。

これについて、委員のほうで何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** ないようですので、福祉年金に係る審査をこれで終了といたします。

ありがとうございました。

続きまして、同じく住民グループ住民係のほうの説明を求めます。

尾坂主幹。

**尾坂主幹** おはようございます。

それでは、町民課住民グループの関係の実績の報告をさせていただきます。

それでは、歳出から説明をいたします。

実績報告書、27ページになります。

2款 総務費、1項 総務管理費、4目 交通安全対策費です。

予算額 328万8,000円に対しまして、決算額 328万6,245円、執行率99.9%となっております。

交通安全費の関係ですけれども、19節 負担金補助及び交付金ですけれども、これは交通安全推進委員会補助金が平成26年度より78万3,000円の支出減となっておりますが、これは推進委員が交代したことにより、月額賃金が下がったことによる減となっております。

続いて、実績報告書35ページから36ページになります。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費です。

予算額 975万5,000円に対しまして、決算額 963万6,102円、執行率98.8%です。

1節 報酬から11節 需用費については、例年どおりの執行となっております。

19節 負担金補助及び交付金についても例年どおりの執行となっておりますが、防犯灯設置料金補修助成金が843万7,133円となっております。前年より約48万円程度支出が減っております。設置、補修に係る補助金については前年とほぼ同額なのですが、電気料金が前年より52万6,000円の支出減となっております。

資料の53ページですが、そちらのほうをお開き願います。

防犯灯電気料金の各年度の費用を記載しております。平成24年度から26年度まで電気料の支出は、北電の電気料金などの値上げにより増えていますが、27年度は支出が減っております。この支出が減った要因というのは、各町内会がLEDの防犯灯に交換したことによる電気料の減と考えております。

一番下なのですが、いま木古内町全体の防犯灯のうち、27年度末のLED化は、52.8%となっております。

次に、実績報告書38ページになります。

3款 民生費、3項 災害救助費、1目 災害救助費です。

予算額 65万円に対しまして、決算額 30万円、執行率が46.2%です。

7節 賃金から16節 原材料費の執行はありませんが、昨年度、り災者救護条例によります対象となる火災が1件ありました。それで、扶助費 30万円を支出しております。また、同額を補正しておりますので、その後執行する災害等がありませんので、そのまま30万円が不用額として残っております。

次に、実績報告書39ページ・40ページになります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費です。

予算額 1,212万8,000円に対しまして、決算額 1,159万5,313円、執行率95.6%です。

4節 共済費、7節の賃金につきましては、安行苑の管理人2名分の人件費です。

昨年、管理人1名が交替したことによりまして、7節の賃金が26年度より支出が約42万2,000円程度減っております。

11節 需用費ですが、安行苑関係の燃料費が26年度よりも減っております。これに関しては、購入単価が下がったことによりまして、前年より33万6,000円程度減っていることとなります。

続いて、12節 役務費から14節 使用料及び賃借料については、例年どおりの執行となっております。

15節 工事請負費については、安行苑の駐車場の補修工事を行った工事費になっております。

19節 負担金補助及び交付金に関しては、例年どおりの執行となっております。

続きまして、実績報告書40ページになります。

4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費です。

予算額 1億6,769万7,000円に対しまして、決算額 1億6,759万4,698円、執行率99.9%です。

清掃総務費の執行は例年どおりの執行となっておりますが、11節 需用費のゴミ袋作成費に関しては、作成枚数が減ったことによりまして、約77万3,000円前年より支出が減っております。

19節 負担金補助及び交付金で、冒頭の課長の説明にもありましたが、渡島西部広域事務組合の負担金が約2,500万円ほど増えています。これは、旧し尿処理施設解体撤去工事費用の負担金が増えたためです。

資料、51ページをお開きください。

表の中のし尿処理経費で、し尿処理施設費分で26年度より1,859万9,000円増えて、管理費とごみ処理経費の合計で、約2,500万円の負担金が増えています。

続いて、実績報告書40ページと41ページになります。

4款 衛生費、2項 清掃費、2目 ごみ処理費です。

予算額 3,724万8,000円に対しまして、決算額 3,703万9,122円、執行率99.4%。

11節 需用費については、6万円の予算に対して、支出が6,885円と少ない執行額となっております。

12節 役務費に関しては、不法投棄物を回収した際の処分費として1万856円支出しております。

13節 委託料は、ゴミ袋の販売手数料が燃えるゴミ袋と燃えないゴミ袋、粗大ごみシールの手数料が7%から10%と変更になったことにより、交付委託料も26年度より約21万5,000円増えております。

以上で、歳出の説明を終わります。

**新井田委員長** 歳入をお願いします。

尾坂主幹。

**尾坂主幹** それでは、歳入の説明に入ります。

実績報告書、13ページになります。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料です。

1節 保健衛生使用料 139万3,000円については、安行苑の使用料になります。

利用状況の内訳は、右のほうに書いている実績報告書内の内訳のとおりになります。に記載の通りです。

続いて、実績報告書14ページになります。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、3目 衛生手数料です。

1節 保健衛生手数料 734万1,825円の収入は、一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可手数料として8,000円の収入と、ごみ処理手数料の収入が733万3,825円となっております。

決算資料、52ページをお開き願います。

ごみ処理手数料の内訳なのですけれども、この内訳について中段のほうに記載しております。ゴミ袋の販売金額は、26年度より50万6,000円増えております。個々の販売金額を見てもみますと、可燃ごみの45ℓの袋が販売金額が伸びております。それとは反対に、粗大シー



ルの購入が減っております。また、資源ゴミのシールですけれども、昨年度は作製しておりません。そして、販売金額も前年よりわずかですけれども少なくなっているのは、いま各町内会が資源ごみを集団で回収業者に渡すようになっております。そのことによる資源ごみのシールを購入するかたが減ったと考えております。

実績報告書、15ページです。

13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金です。

1節 総務費委託金のうち、地域人権啓発活動活性化事業委託金 4万4,000円が住民担当所管の委託金になります。この委託金については、花いっぱい苗購入に充てております。

続いて、実績報告書16ページです。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金です。

1節 社会福祉費補助金のうち、消費者行政活性化事業補助金 26万9,480円が住民担当所管の補助金です。この補助金は、特殊詐欺被害防止に向けた街頭啓発事業で使用します啓発グッズ購入に充当しております。

続いて、実績報告書17ページです。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金です。

1節 総務費委託金のうち、道公害防止委託金 1万5,000円が住民担当の所管の収入になります。

続いて、実績報告書18ページです。

14款 道支出金、3項 道委託金、2目 衛生費委託金です。

1節 保健衛生費委託金 1万8,900円の収入です。この委託金は、浄化槽の設置届け出等の受理に関する権限委譲交付金となっております。

次に、実績報告書20ページです。

19款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入です。

1節 安行苑使用受託収入 484万5,294円は、安行苑の年間維持運営経費にかかる知内町の負担分となっております。

決算資料の50ページをお開き願います。

下のほうの表なのですけれども、知内町からの運営経費の内訳を記載しております。

人口割 255万155円、利用割 229万5,139円で、先ほどの収入の金額となっております。

続いて、実績報告書20ページです。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入です。

4節 雑入で、上から4番目にある町民課のほうをご覧願います。雇用保険繰替金 1万9,838円と安行苑のさい銭6,205円が住民担当所管の収入となっております。

以上で、説明を終わります。

**新井田委員長** ただいま尾坂主幹から住民グループ住民についての説明をいただきました。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** ないようですので、以上をもちまして、町民課の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

お昼から再度、生涯学習課についての審査を執り行います。1時から開催いたしますので、それまで暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前11時47分**

**再開 午後 1時00分**

### **(3) 生涯学習課**

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

生涯学習課の皆様、お疲れ様でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、審査にあたって概要の説明をありますか。

渋谷課長。

**渋谷生涯学習課長** 私のほうから平成27年度の教育費の決算概要について、簡単にご説明いたします。

歳出合計につきましては、3億530万2,471円ということで、このうちスポーツ施設の維持管理及び学校給食運営に係る保健体育費が2億501万4,080円ということで、67%ほどを占めております。

続いて、事務局費を含む小学校費と中学校費が6,977万3,682円ということで、22%ほどを占めております。公民館費や資料館の維持管理等にかかる社会教育費につきましては、3,051万4,709円ということで、概ね10%という状況となっております

次に、歳入合計につきましては、1,096万707円ということで、このうち主な歳入の内訳については、公民館と体育施設の使用料が263万4,647円ということで、収入全体の24%ほどを占めております。このうちパークゴルフ場の使用料が228万7,500円ということで、87%を占めている状況でございます。

また、財産収入につきましては570万4,267円ということで、財産収入の中の全体の52.1%を占めております。このうちランド貸付収入が279万8,031円、教員の住宅貸付収入が290万6,236円というような状況となっております。

そのほか国庫補助金が9万1,000円、雑入につきましては253万793円ということで、このうち学校給食費が223万686円となっております。

そのほかにつきましては、教育委員会の施設に係る非常勤職員等の雇用保険の繰替金等の収入となっております。

なお、学校給食費の滞納繰越分が平成27年度末で36万2,700円でございますが、今後も引き続き個別訪問等を実施して、粘り強く収納について努力していきたいと考えております。

以上で、教育費の決算概要についての説明を終わります。

このあと、各担当主査から決算の詳細をご説明いたしますので、よろしくご説明いたします。

**新井田委員長** それでは早速、学校教育グループの説明を求めます。

堺主査。

**堺主査** 学校教育グループの堺です。よろしくご説明いたします。

私のほうから、生涯学習課学校教育グループ所管の決算についてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。

実績報告書、49ページをお開きください。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費は、予算額 88万2,000円に対し、決算額 83万9,285円で、95.2%の執行率で、ほぼ例年どおりの執行となっております。実績報告書、49ページから50ページをお開きください。

2目 事務局費は、予算額 2,652万3,000円に対し、決算額 2,459万5,648円で、92.7%の執行率です。

最初に、不用額を説明いたします。

説明資料の19ページ、平成27年度決算に伴う不用額一覧をお開きください。

2目 事務局費です。

7節 賃金は、59万7,488円の不用額となっておりますが、こちらはALTの雇用期間の短縮と各非常勤職員に係る時間外手当の減額によるものでございます。

11節 需用費については、70万1,716円の不用額となっておりますが、こちらは社会科副読本印刷製本費の減額が主なものとなっております。

次に、決算をご説明いたします。

主なものといたしましては、7節 賃金の特別教育支援員等学校運営等に係る臨時職員8名分の人件費が1,652万6,512円と13節 委託料で、児童生徒・教職員に係る健康診断の委託料の120万2,178円です。それ以外は、ほぼ例年どおりの支出となっておりますが、8節 報償費の下段に記載されております、中学校食育指導報償費については、新規事業といたしましてテーブルマナーの講習会を開催してございます。道の駅みそぎの郷きこないに併設されているどうなんd e' sにおいて、中学3年生37名と引率教諭6名の参加で、テーブルマナー講習会を実施しております。

次に、実績報告書50ページから51ページをお開きください。

3目 財産管理費でございます。予算額は550万6,000円に対し、決算額 484万2,337円で、執行率が87.9%となっております。

まず、不用額をご説明いたします。

13節の委託料でございますが、65万4,500円の不用額となっております。こちらの主な理由といたしましては、旧中学校体育館高所除雪委託料の減額となっております。平成27年度においては雪庇ができなかったために実施しておりませんので、この不用額となっております。

説明資料の125ページをお開きください。

そちらにご記載の11節 需用費の教職員住宅の修繕4件で、19万750円となっております。①と②は旧中学校横の教員住宅で、③と④は現中学校横の修繕となっております。

また、15節 工事請負費の教職員住宅浴室改修工事は、93万9,600円となっております。こちらは中学校横の教職員住宅1戸分の改修となっております。

次に、2項 小学校費、1目 学校管理費をご説明いたします。

予算額 1,203万3,000円に対し、決算額 1,137万2,688円で、執行率は94.5%となっております。

まず、不用額をご説明いたします。

11節 需用費については、43万3,596円の不用額となっております。こちらの主な理由としては、光熱水費の節減によるものでございます。

次に、決算を説明いたします。

11節 需用費にありますが修繕費 211万7,423円、こちらの詳細については説明資料の125ページに記載しておりますので、そちらをご参照願います。

その他については、例年どおりの支出となっております。

次に、実績報告書52ページをお開きください。

2目 教育振興費でございます。

予算額 513万円に対しまして、決算額 493万2,177円で、執行率は96.1%となっております。

19節 負担金補助及び交付金のうち、授業用スキー購入助成金については、16人分で10万2,850円の助成となっております。

そのほかは、例年どおりの支出となっております。

次に、実績報告書52ページから53ページをお開きください。

3項 中学校費、1目 学校管理費について、説明します。

予算額 1,797万5,000円に対し、決算額1,631万5,626円で、執行率は90.8%となっております。こちらも不用額のほうを先に説明いたします。

11節 需用費ですが、137万4,368円の不用額となっております。こちらの主な理由としては、光熱水費の節減によるものでございます。

11節 需用費のうち、修繕費 274万2,474円につきましては、説明資料の126ページに詳細を記載してございます。

次に、18節 備品購入費でございますが25万2,720円で、こちらは校長室用の椅子とレーザープリンターを購入しております。そのほかは、例年どおりの支出となっております。

次に、実績報告書53ページから54ページをお開きください。

2目 教育振興費は、予算額 749万3,000円に対し、決算額 687万5,921円で、執行率は91.8%となっております。

こちらも不用額を先に説明いたします。

8節 報償費でございますが、30万643円の不用額となっております。こちらの主な理由としては、各部活動大会参加報償費の減額によるものでございます。

8節 報償費のうち、大会参加に係る報償費は、331万9,357円となっております。

15節の備品購入費につきましては、決算資料126ページに詳細を記載しておりますので、そちらをご覧いただきたいと思えます。

そのほかは、例年どおりの支出となっております。

歳出の説明は以上で終了いたします。

**新井田委員長** 引き続き、歳入のほうをお願いいたします。

塚主査。

**塚主査** それでは、歳入について引き続き、ご説明いたします。

実績報告書、15ページをお開きください。

13款 国庫支出金、5項 教育費補助金、1節 小中学校費補助金は、予算額 2万8,000円に対し、収入済額 2万5,000円となっております。

次に、実績報告書18ページをご覧ください。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入のうち、旧鶴岡小学校グラウンド貸付収入が279万8,031円で、こちらは北電への貸し付けでござ

ざいます。

次に、3節 教育職員住宅貸し付け収入は、全体で15戸で290万6,236円の収入となっております。

次に、実績報告書21ページをお開きください。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入、教育委員会所管のうち日本スポーツ振興センター保護者負担金が9万160円となっております。

NHKお天気カメラ設置電気使用料が2万5,000円で、こちらは木古内中学校屋上にお天気カメラを設置してございます。

次に、公衆電話手数料ですが、小中学校分あわせて1万8,360円、雇用保険繰替金のうち学校教育グループ所管のものが8万2,376円となっております。

歳入の説明は以上で終了します。

続きまして、奨学資金の流用状況について説明をしたいと思います、よろしいでしょうか。

**新井田委員長** お願いします。

堺主査。

**堺主査** 決算委員会説明資料の129ページをお開きください。

平成28年3月31日現在、基金会計は残高が5,235万8,200円、基金運用状況としては貸付総額が2,764万1,800円となっております。

1. 償還実績額の内訳ですが、平成27年度償還予定分は、償還予定額 708万2,400円に対し、償還額が656万7,900円で、償還率は92.7%となっております。

償還遅延、こちらは未納分になるのですけれども、860万7,800円に対し、償還額は76万5,500円、8.9%の償還率となっております。

2. 平成27年度の貸付額は、高校生3名、専門学校生2名、大学生3名の計8名となっております、156万円となっております。

3. 基金運用は、現在71人に貸し付けしてございまして、合計で2,764万1,800円となっております。

次のページの130ページに、償還遅延者状況を記載してございます。

貸付件数は全部で37件、25世帯で、人数としては35人となっております。内訳としては、高校生21名、大学生9名、専門学校生5名、高専生1名、高校・大学両方が1名という形で、35名になってございます。平成27年度末償還遅延額は、全体で835万6,800円でございます。この表から見ると現在までに、11件の未納が解消してございます。

奨学資金の説明は、以上で終了いたします。よろしく願いいたします。

**新井田委員長** いま、学校教育グループのほうから説明がございました。

それと合わせまして、6月に教育委員会のほうからこういう点検評価報告書なるものが我々に配付されています。各いまグループごとの審査の中で、これそのもも説明を全ていただくことはそぐわないのでいいのですけれども、これに関わる委員の皆さんの見解なり疑問点なりを出していただきたい。そういう感じで行いたいと思うのですけれども、その辺はどうですか。問題はありますか。また資料の説明となると大変時間の問題もありまして、これは6月に皆さんのほうに既にいっていますので、その辺はそういう形で何かあれば随時質問という形をとっていただければと思います。

それでは、説明に対して皆さん、何かご意見はありますでしょうか。

佐藤委員。

**佐藤委員** ただいま説明の中でですけれども、説明資料126ページの中学校費の校舎の修繕で、⑤の非常用発電機バッテリー交換なのですが、これは非常用発電機バッテリーは特殊なバッテリーなのか、またこれは何個で20万5,000円なのか。

**新井田委員長** 堺主査。

**堺主査** これは、非常用発電機のバッテリーなので、1台でございます。1台で20万5,200円ということです。非常用なので、学校施設をやるということで、結構大きい災害用の非常用発電機ということで、大きいバッテリーを買ってございます。

**新井田委員長** 佐藤委員。

**佐藤委員** 1台なのですが、ただいま大きいバッテリーだということですが、これは12ボルトですか。

**新井田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時20分

**再開** 午後1時21分

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤委員。

**佐藤委員** 12ボルトでなく、24ボルトですね。

**新井田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時22分

**再開** 午後1時23分

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにないですか。

吉田委員。

**吉田委員** 吉田です。

49ページの保・小・中連携教育運営会議委員報酬がゼロなのです。この部分については、たぶん校長先生が出席のための委員なのですけれども、点検評価の報告書の審議会等開催状況の部分に入ると、この会議の開催のものが入っていないのですよね。それで、この部分というのは、この審議会の開催状況とはまた別なのか。そして、もし別であれば何でこれに入っていないのかなというのもあるので。

それと、ほかの課もあったのですけれども運営会議、大事だから予算を取っているのですよね。回数が何かやっていない。この部分は本当に27年度は見受けられるので、その部分で保・小・中連携教育運営会議委員の回数をわかっている範囲で、何回程度やっているのかということをお知らせください。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** いま吉田委員の開催がないのじゃないかと指摘と合わせて、せめて執行がゼロの上の部分です。特別支援教育連携、いじめ問題、これも随時必要であれば開催するという委員会という趣旨なのか、それとも何らかの理由で開催がされなかったのか。予算を見るとそれぞれゼロ三つが6万・3万・8万という予算を組んでいるわけですから、せめてなぜゼロだったのかというのを説明をいただければありがたいです。

それと、関連するのですけれども、次ページの報償費です。小学校文化体験講師の謝金についても4万円の予算を組んでいたがゼロということで、その説明も合わせてお願いします。

**新井田委員長** 塚主査。

**塚主査** 平成27年度で開催できなかった各委員会等については、重要な委員会であるという認識はございます。しかし、昨年度については、早急に取り組まなければならないという案件・課題などが無い状況でして、そちらで開催に至らなかったというのが現状でございます。

ただ、委員会の開催については、現在の状況把握を含め、委員と共通認識を持って進めるためにも今年度については、開催していきたいと考えてございます。

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** 確かに特別な案件があると話す内容も多くて回数が増えるということもあるのですけれども、逆に言うと1個だけ例にとって言うと、いじめ問題の対策委員会。これについては、誰の判断で特別な案件がないから開催をしないということになっているのでしょうか。委員長をはじめ、ほかの委員のかたの意見を吸い上げた後、未開催にしようという流れになっているのか、あるいは委員長の独断なのか。というのは、特別な案件がなくて日々小学校の環境を見ると、やはりいじめ対策については、必ず年に一度や二度現状報告も含めて、協議・検討しなければならないという重要なこの委員会だと思いますので、いま見解を聞きますけれども、今後については案件があるないに関わらず、やはり情報交換も含めて、委員さんも1年やっていないと「この委員だったかな」とわからなくなるような人も中にはいるのです。ですから、その委員さんが大事な委員会に所属しているという自覚も含めて、必ず開催するようにしていただきたいと私は思います。まず、止めた経過です。

**新井田委員長** 野村教育長。

**野村教育長** 昨年、開催しなかった会議については、ご指摘のとおりはいじめ問題の関係、それから特別支援連携協議会等々でございます。

とりわけいじめ問題の関係につきましては、実は昨年条例制定をして早急に委員会を招集して、問題がなくてもいま言われたように、現状の状況について共通認識を図るというようなことは、やはり大事ではないかなというふうに思っています。27年度、実際やっていません。申し訳ないというふうに思っております。

28年については改めて、いまのところはいじめ問題については、現状としてありませんけれども、青少年の健全育成というような立場で、現状それぞれ委員の共通理解に立ちながら、いじめ防止というような観点でいろいろ意見を交わすような場を設けたいというふうに思っております。

**新井田委員長** 非常に大事なことだと思います。ですから、予算組をしている中で、やはりこういうのは我々素人から見ても非常に大事だと思いますし、日々マスコミ何かでもや

はり最近またいじめの問題も出ていますし、そういう部分を含めるとやはりこういう会議的なものは、前向きに考えてもらう必要があると思います。次年度に向けて、鋭意努力をしていただければと思います。

ほかにないでしょうか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

会議が開催されなかったと平野委員のほうから言っていました。私は、細かい部分を2点ほど確認をさせてください。

50ページの7の賃金で、こちらスクールバスの通勤手当というのは、おそらく職員さんが替わられて、通勤費が出ない通勤距離ということで、予算には出ているけれども、決算には出ていないというのは、一応そういう解釈でよろしかったでしょうかというのが1点。

あと、12の役務費の洗濯料です。こちら27年度の予算書のほうには載っていませんので、一応こちらの2点の確認をしたいと思います。よろしく願いいたします。

**新井田委員長** 渋谷課長。

**渋谷生涯学習課長** スクールバスの運転手の賃金の関係なのですが、192万9,094円の中に通勤手当も入っております。2万4,000円入っております。この賃金の中に入っているということです。

**新井田委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 担当は社会教育なのですが前任だったので、洗濯料に関しましては、ALTが交代しました。その時に寝具があまりにも汚れていたもので、クリーニングに出しました。その分です。

**新井田委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** スクールバス運転手の件は理解はできたのですが、ほかの課でもよくあったのですが、予算書のほうの項目と決算書の項目がやはり同じ表現をしてもらえれば、わかりやすいかなと思いますので。若しくは、通勤費を含むなり何か言葉の表現を今後、検討していただければと思います。以上です。

**新井田委員長** ほかにないでしょうか。

平野委員。

**平野委員** 先ほど委員長のほうから点検報告書についてもという話がありましたので、まだいま学校教育の説明しか済んでいませんけれども、若干社会教育に絡むのですけれども、全部終わってからのほうがいいですか。そうしたらいま言ったように、学校教育が終わった後、社会教育のあとに学校教育の関連に絡む質問もということになる部分もあると思うのですけれども。

**新井田委員長** 再度、報告をさせていただきます。点検評価報告書に関しては、都度というお話はしたのですが、流れの中で一応説明が終わった中で、意見のあるかたは質問をするという方向に変えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**新井田委員長** ないようですので、続きまして社会教育グループから説明を求めます。

平野（智）主査。



**平野(智)主査** 社会教育グループを担当しております、平野です。よろしく申し上げます。  
生涯学習課の社会教育グループ所管の決算について、ご説明いたします。

歳出からご説明いたします。

実績報告書、54ページでございます。

10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費は、予算額 180万7,000円に対しまして、決算額 158万9,930円で、88%の執行率でございます。

主なものは、各種事業実施のための報償費、PTA連合会等各団体への事業補助金となっております。

11節 需用費のうち食糧費 5,000円は、成人式の乾杯用のノンアルコールシャンパンです。

続きまして、2目 公民館費です。予算額 2,220万2,000円に対しまして、決算額 2,103万2,660円で、94.7%の執行率でございます。

公民館費の主なものは、公民館管理臨時職員・図書整理員3名分の人件費、及び工事請負費・備品購入費となっております。

需用費のうち、不用額 63万1,545円は、燃料費の節減によるものです。

また、修繕費の101万7,696円の詳細につきましては、説明資料の127ページに記載しておりますのでご参照ください。

工事請負費の299万1,600円は、公民館講堂の窓枠の改修をしてございます。

続きまして、3目 資料館運営管理費でございます。

予算額 852万9,000円に対しまして、決算額 789万2,119円で、執行率92.5%となっております。

この資料館の運営管理費の主なものは、人件費、需用費、工事請負費となっております。

11節の需用費のうち、修繕料 62万6,771円の詳細につきましては、説明資料の127ページに記載してございますので、ご参照ください。

また、13節 委託料の不用額 32万2,396円につきましては、施設周辺環境整備委託料と防犯カメラの設置委託料の減額によるものでございます。

15節 工事請負費は、資料館のトイレの改修を行っております。

18節 備品購入費は、展示パネル21枚を購入してございます。

続きまして、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費でございます。

予算額 381万8,000円に対しまして、決算額 372万6,408円、執行率97.6%で、ほぼ予算どおりの執行となっております。

8節 報償費 275万9,557円のうち、スポーツ教室の講師謝金は、水中運動・水泳教室に係る講師の謝金でございます。

全道大会参加報償費でございます。これは、バレーボール少年団とポニーのベースボールクラブの大会参加報償費となっております。

実績報告書、57ページです。

2目 保健体育施設費は、予算額 1億5,261万5,000円に対しまして、決算額 1億5,205万9,407円、執行率99.6%で予、ほぼ予算どおりの執行となっております。

これの主なものは、スポーツセンターの非常勤職員やパークゴルフ場、施設清掃等の臨時職員の人件費でございます。

11節 需用費のうち、修繕費 301万9,321円の詳細につきましては、説明資料の127ページから128ページに記載してございますのでご参照ください。

13節 委託料のうち、工事管理業務委託料の287万2,800円、15節の工事請負費、スポーツセンター耐震改修工事の1億1,538万7,200円となっております。

18節の備品購入費でございますが、トレーニング機器はベンチプレス用のベンチ1台とダンベルを11個セットで購入してございます。パークゴルフ場の機械器具は、トイレのジェットタオル、それからプール用の機械器具等は、プールの用給水マットの購入をしてございます。

歳出は以上です。

歳入のほうを説明してよろしいでしょうか。

**新井田委員長** お願いいたします。

平野（智）主査。

**平野（智）主査** それでは、歳入についてご説明いたします。

実績報告書は、13ページでございます。

12款の使用料及び手数料、1項 使用料、4節 教育費使用料は、予算額 255万に對しまして、収入済額 263万4,647円となっております。公民館の使用料が28万1,797円、保健体育施設使用料が235万2,850円で、これはパークゴルフ場の主に使用料となっております。

パークゴルフ場の利用状況、収入状況につきましては、説明資料の122ページから124ページにかけて記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、実績報告書17ページをお開きください。

14款 道支出金、2項 道補助金、5目 教育費補助金、1節 社会教育費補助金で、地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制構築事業補助金 6万6,000円です。これは、木古内無名塾の活動に対する補助金として活用してございます。

実績報告書の21ページでございます。

19款の諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入で、教育委員会のうち雇用保険の繰替金が図書整理員から下の清掃業務員までが社会教育の所管となっております。合計3万8,350円でございます。公衆電話の手数料といたしまして、スポーツセンターの分 3,800円となっております。

説明は以上です。

**新井田委員長** 社会教育から説明をいただきましたけれども、何か皆さんからありますか。

平野委員。

**平野委員** 先ほど学校教育の中でも伝えた、せめてゼロのところは説明をしてほしいという部分を、やはり事前に用意をした説明の中に書いていなかったのでしょうかけれども、実際社会教育委員の報酬がゼロだったりあるわけです。このゼロの部分なぜゼロなのか、説明をしていただきたいのと、特にゼロの中でも去年も一昨年も一昨年も4年前も言っているのですけれども、子ども会の育成連合会。これについては、私も子ども会に所属をしていますし、担当者もご存じのとおり、子ども会の存続が危ぶまれていて、地域によっては子ども会が存在しないという部分もありますし、子どもが少なくなってはたして子ども会がどうあるべきだという課題がもう4年も5年も前からあるのです。それを当然ながら担当課もわかっていながら、会議さえも開かない現状というのは、どうなのかなとい

う疑問が何年も前から感じているのです。その中でも結局27年もゼロだったこの見解と言いますか、できれば今後の進みも含んでお答えをいただきたいです。

**新井田委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 報償費の社会教育委員の報酬がゼロだったのは、これは公民館の運営審議会の委員さんと同じかたがメンバーで、開催が年に1回しかございませんでしたので、公民館の運営審議会委員報酬のほうから支出してございます。年に複数回した時には、その審議の内容で社会教育委員報酬と公民館の運営審議会委員の報酬というふうにして、会議の中身で振り分けて支出をしているのですが、27年度は図書館の子ども読書推進計画の策定とかが主なものだったので、公民館費のほうから支出をしたという経緯がございます。

子ども会の育成連合会の補助金のほうですが、ご指摘のとおり地域の子ども会の運営がまるでされていないところもございまして、鶴岡小学校が閉校になってからは、鶴岡地区では子ども会活動というのが一切されておりません。調べましたら、子どもさんが子ども会の中に4名しかいないとかというような現状で、できないところもあるというところで、合併をすとかそういう進め方をしていかなければなりませんので、今年度は会議をまず開いて現状を打開するような方法で、対応をしていきたいというふうに思っています。

子ども会の活動は、地域にいる子ども達を地域が育てるといえるのか、子どもの活動を助けるといえるのか、いろいろな体験をさせる重要な役目をはたすものだと思っておりますので、今年度は子ども会の合併ですとかそういうところも含んだ検討を早急にしたいと思っております。以上です。

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** 27年予算の当初もおそらく、公民館の運営審議会が社会の教育委員と兼務だよという話は聞いていたと思うのです。その際にも何で兼務なのだと意見としてその場で言ったかどうか記憶はないのですけれども、思っただけだったとしたら言っていないのにこういうことを言うのも失礼なのですけれども。兼務であるということは、当然ながらどちらにも予算配分をしているわけですから、どちらの委員会も必要であるという認識でもう2回ずつの開催予定をしつつも、結局は社会委員としての委員会がゼロであるし、公民館の運営審議については、図書の部分での必要な話し合いがあったから1回開催したと。毎年こういう予算執行をして、この委員会の必要性というのが必要ないじゃないですかと言わざるを得ないのですよね。ですので、おそらく28年の予算執行もしてありますが、28年が終わった時にまたこのような委員会の開催がないということがないように取り組んでいただきたいです。

先ほどの子ども会の育成連合会についての関連とちよつとつながるので、報告書の件でお伺いしたのですが、まず6月定例会で提出いただいて、その際に9月の決算委員会の際に意見と言いますか質問をさせていただきますと言いました。その間、3か月時間がありましたので、一通り目をとおさせていただいた中で、当然きちんとした評価なのでしょうが、私個人的にははたしてこれがAなのかBなのかと実際Cじゃないのかなと思う部分はありますが、その部分はさておきまして、今回せめてCの部分だけとって意見を言わせていただきます。

皆さんご存じのとおり、順番にいくと最初に出てくる学童保育の推進がCです。今回も常任委員会の中でも学校を使うべきだということで、結局は町の最初の方針から方向を変

えて学校でやることになりました。この評価のCがわかるとおり、両保育園から平成27年で既に学童の閉鎖の話があったにも関わらず、この聴取と課題の確認を行った程度で終わっているという時点で、Cどころかどうなのだろうと思う部分もあります。

それ以外については、私が思う部分は特に、図書の係の人が見つからなかったとかはあるのでしょうかけれども、比較的社会教育と言いますか学校教育でも子どもよりも大人に対する取り組みの評価がCだというのが目に付くのです。

そこで、ここ近年は日頃から大人の幼稚化が進んでいるという社会現象もありまして、子どもの教育をますます底上げするためには、親の教育と言ったら失礼なのですが、親の勉強会・研修が大いに必要であろうと私個人的には思います。

そこで、必要になってくるのが当然ながらPTAの連合会だとか子ども会の育成だとか、この部分で教育委員会が大いに保護者と関わって、まずは現状を把握していただき、いま何が足りないのか何がだめなのかということをもっと教育委員会がわからなければならないと思うのです。当然ながら学校の先生方からも情報収集をして、その上でいま取り組まなければならない課題が見えてきた中で、何をしなければならないのだということが見つければ必然的に今回Cだった子どもの子育ての支援体制だとか、そういうものがやることが形成されてきて、これがBがAになっていくと思うのです。ですので、いまの子ども会の育成連合会の中でも関連して答弁をされましたけれども、保護者に対する情報の収集ですとか諸課題等をどのように捉えていって、その捉えようによっては今後どのように取り組む見解というのがあればお聞かせいただきたいと思います。担当として。

**新井田委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 社会教育で取り組んでいる子どもに対する教育支援と言いますか土曜日の活動ですとか、それからこの間も通学合宿をしました。そのほかに、いまコミュニティスクールですとかいろいろな子どもに対して地域と一緒に育てましょうという動きが出てきています。保護者のかたも出てくださるかたは、出てきてくださる。協力をしてくださるかたは、協力をしてくださる。協力をより多くしていただきたいという方々は、いろいろな学校担当として説明会等をして、出てきていただけないという状況にあります。お話を聞いてほしいかたが来てくれないというような状況があるので、それを打開するためには子ども会活動ですとか、PTA活動をもっと活発にといういろいろなことで多くのかたに興味を持っていただけるような活動をして、楽しいから行きましょうという保護者同士の誘い合いのようなことができるものでなければならぬのかなというふうに思います。子どもに対する社会教育事業の推進のみではなく、今回いろいろと公民館講座ですとか、小さい規模でのものを仕掛けております。その中で、いろいろな口コミと言うと変ですが、楽しかったから行きましょうという誘い方をしていただけるように少なくなってきました。これを社会教育事業の推進の全般に広げていけるような活動を地道なものになりますが、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** 担当者としての考えは、わかりました。本来であれば保護者の育成というか積極的な教育の取り組みに関しては、PTAが独自だったり学校の先生だったり、自主的に本来はやるものではあると思うのですが、先ほども言ったように、社会の流れからそのような親の積極的な取り組みが薄れているよう部分が多く感じ取れますので、今後

については町も上げて親御さんにどんどん教育に携わってもらえるようなきっかけをいま言ったようなことをまずは小さなことからでもいいのですけれども、今後益々新しい企画を取り組んで、現状の改善を町として努力していただきたいという要望です。

それともう1点、報告書の43ページの地域の特性を活かしたスポーツ活動の推進ということで、これも評価がCになっているのです。スポーツ少年団、今後の方向性です。要請講習会等への参加を奨励する、町独自の指導者研修会の実施を検討する。これはおそらく、学校の先生対象の指導だというふうに私は捉えているのですけれども、今後、学校の先生もいま様々な社会問題の中で、部活動に対する取り組みをとという問題が掲げられている中で、先生にも個人差があります。こういうことを言って良いのかあれなのですけれども、すごい一生懸命な先生もいれば、さほど積極的に見えない先生もいます。

その中で今後、学校の先生イコール指導者ということだけじゃなくて、外部指導者の取り組みについて、私は必要なのではないのかなと思う中、現状はなかなか外部指導者が町が受け入れる体制が整っていないくて、制御も結構あって町バスには乗れないだとか、いろいろな取り締まりがあるのです。ですので今後、私は外部指導者をどんどんどん受け入れる体制を作っていくべきだと思うのですが、いま現在の担当者としての考え方があれば、お聞かせいただきたいです。

**新井田委員長** 平野（智）主査。

**平野(智)主査** 木古内町の社会教育の中には、人材バンクというのがございます。あまり活用されていないとか、更新ですとか活動のお手伝いの講師をしていただきますかという更新とかもなかなか取り組めないでいます。そういうようなところに人材登録をしていただいて、指導をしていただくというようなこともできますし、例えば部活動の指導に関してなのですが、学校のほうから外部指導の先生ということで、お願いをしていただければバスに乗れないとかというようなこともありません。部活動で乗ってくださるのであれば。うちが教育委員会が知らないとかできないというようなこと。外部の人材の活用も必要だと思いますし、いまご指摘をいただいたところのページは学校教育ではなく、社会教育の少年団ですとかそちらの指導者というようなことでの評価になっています。少年団の指導のかたからお話をお伺いしますと、指導員になるための講習会とかで出かけて行ったりですとか、結構お金がかかるということを聞きました。そのところを金銭的な部分も含めて、支援をして指導をしてくれる人を増やしていくことができれば良いなというふうに考えておりますし、指導のボランティアさんをお願いして、水泳教室何かもやっています。スキーと水泳は、授業の支援として学校支援として、外部のボランティアさんをお願いをしているというケースもありますので、地域の人材を十分に活用するという形で、指導者の育成をしていきたいというふうに考えております。

**新井田委員長** 平野（智）主査。

**平野(智)主査** 前任の立場で話をしてもいいですか。学校の部活動に関しましては、先生方はボランティアでやってくださっています。本当に先生方の厚意でいただいているところがありますので、熱心に取り組んでいただいている先生には、本当に休日も夏休みそういう長期の休暇もないような状況で、指導にあたっていただいています。

学校の実態から考えますと、集団でのスポーツの継続というのものなかなか難しい面が出てきますので、これからは個人種目ですとか例えば卓球だとかテニスだとかそういうよう

なところで部活動を展開していく必要もあるのではないかなというふうには考えています。

先生方は、自分達が経験をされてきたスポーツや吹奏楽などで指導をしていただいているというような現状にありますので、いまいらっしゃる先生方にその指導のための講習会に行ってくださいとかそういうようなことは、先生方は本当にボランティアで部活動をなさっていますので、そちらをお願いするのは少し無理なことなのかなというふうにも考えております。ですから、学校の部活動にも外部の人材活用という形で、対応することができればいいなというふうに思います。

**新井田委員長** 平野委員。

**平野委員** 最後に、個人的担当者としての意見ですので、意見を伺いましたので、できればいいなという言葉で、じゃあこれからどう進めばいいのだという話になっていってほしいと思うのですけれども、先ほど言われたように。委員長、ちょっと休憩してください。

**休憩** 午後2時00分

**再開** 午後2時07分

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野委員。

**平野委員** いま担当のかたの平野さんもおっしゃいましたけれども、子どもの数が少なくなって部活動も団体の種目ができない現状で、いまの中学校も野球部は存続不可能ですし、バレー部と唯一陸上部があるだけ。木古内に生まれて育って、木古内小学校・中学校に進んでいく子ども達は、選択肢がないわけです。じゃあ何の種目を増やせばいいのだという事は、当然ながら子どもの考えや親の考え様々あると思いますので、まず学校と協議をしながら今の部活動の体制がどうなのか、子ども達はこれで満足をしているのか。若しくは、個人種目でどういうものをやりたいという子どもがいるのであれば、その子ども達がそういうスポーツに取り組めるような環境作りをしてあげなければならないと思うのです。そのためにいま主査が言われたように、専門の先生がいなければ教える知識もなければ、最初からその部活はできませんよということになってしまうわけです。ですので、そういう場合に先生達に負担をかけないためにも木古内町としては、「中学校の部活でこういう種目をアンケートを集めた結果、あれしますので開設します。そのために外部講師が。」ということの流れになると思うのです。ですので、いまの外部講師というのはいまの現状でどうしても入れろということだけじゃなくて、今後子ども達の幅広い選択肢を作るためにも外部講師も含めて、ちょっと学校と協議をしてほしいなという意見で終わらせてもらいます。お願いします。

**新井田委員長** 野村教育長。

**野村教育長** ただいまの意見ということでございますけれども、実はそのいま大きな課題があるのです。学校の校長先生ともやはり日頃、部活動のいつまで成り立つのかというような部分、これは大きな課題だと思うのです。いま中学校は、66人です。吹奏楽部、野球部、陸上部、それからスキー部、この担当の先生方が付いております。いま主査のほうから話があったように、スポーツ種目の専門外の先生も顧問として付いている場合があったりします。しかし、この人数が少ない中で部活をどうしていくのかというのはこれから

の大きな問題で、大きな団体でやるのじゃなくて個人のスポーツというような部分も今後、検討しながら部活動の内容の充実ということを考えていかなければいけないなというふうに、日頃校長会等で話をしているというような現状をお知らせ申し上げたいと思います。

**新井田委員長** ほかにないですか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

資料館の運営管理費について、お伺いいたします。

平成26年度から27年度に向けて約3,600万円予算がアップして、今年度27年度はほぼほぼ執行率が92.5%と予算とおりの運営をされていると思います。

その中で、もちろん決算ですから3月31日までのいわゆる効果と言いますか31日ということは、新幹線が開業して数日しかないのですけれども、課題と効果という部分と、あと最近では新聞等にも紹介をされていたり、結構やはり専門性が高い資料館ですので、リピーターのかたが大変多いという声も聞いています。

また、町民の中には観光交流センター、こちらでいわゆる案内ができなかった、丁寧に案内をしていると。いわゆる本当に町内、道の駅だけに集中しているようなのですけれども、本当に町内広域の部分の観光で、大事な役割をはたしていると私は認識をしております。その中で、よく聞かれる言葉が「スタッフ不足じゃないか」とそういう声もありますので、3月31日までの効果と今後のもしございましたら、答弁をお願いします。

**新井田委員長** 平野（智）主査。

**平野(智)主査** 資料館の入館者の資料を付けていないのですが、26年度の3月を含みますが、27年度の3月末までに3,208人のかたにご来場いただきました。一番多かった月は、やはり新幹線の開業効果もあります3月の643人なのですが、5月の連休とそれから8月・9月の夏休み期間中、この間は1か月に250人を超える、5月の連休は397人という状態です。

それで、利用していただいているかたからお手紙を資料館がもらいます。これはなぜかと言いますと、見てくださいという資料館じゃなくて、スタッフが説明をするのです。資料についての詳しい説明をしていくものですから、道の駅の観光に例えば函館の町内会からバスでいらっしゃって、道の駅だけではなく資料館も見て行きましょうというような方々がもっと詳しく話を聞きたいからと言って、リピーターになっていただいたりとかということで、その説明をしてくれるのが大変良いというお手紙をいっぱいいただいています。スタッフの木元（豊）学芸員をはじめ、もう一生懸命やっています、休みが取れない状態です。3人で回しているのですが、土日に一番お客さんが多いものですから、代休で月曜日をお休みにしているのですけれども、予約で団体でということになると、臨時で開館しているというようなこともありまして、スタッフ不足じゃないかというご意見は大変ありがたいご意見で、スタッフ不足だとしか言いようがない現状でございます。

ただ、説明をしないでただ見てくださいというのでは、やはりどこの資料館とも区別がつかみませんので、うちはそういう丁寧な説明ができる資料館ということで、これからもやっていきたいというふうに考えております。

**新井田委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** まさに理想的な答弁だと思います。ありがとうございます。

確かに、数何十万人来たから良いではなくて、100人単位・1,000人単位でも本当に心か

ら親切に対応すれば、それは本当にリピーターしてくれるお客様が増えるものだと思います。

それで、木古内町の郷土資料館設置及び管理に関する条例の第7条に、郷土資料館に必要な職員を置くことができると書いていますので、やはり教育委員会内部的に、あと観光客のお客様、あと町民の声。よくいろいろと反映させながら、そろそろ人員も判断する第7条に書かれているとおり、必要な人数とは何人なんだろうと考える時期にきていると思いますので、今後ともぜひ力を入れていただきたいと思います。

**新井田委員長** いま鈴木委員のお尋ねに、非常に良いお話を聞かせていただきました。やはり思い入れを持って、なお且つ来ていただいたお客さんにきちんとしたもてなしができるということは非常に、もともと木古内町のある意味ではそういうコンセプトの中やっているとと思うのですけれども、やはり次年度に向けてその辺はいま私ども聞いて「なるほどな」と思いましたし、やはりせつかく来ていただいている観光客の皆さんに、そういう不備な部分はまたそれが集客につなぐ交流人口につながるということであれば、大いに提案をいただければなというふうに感じましたので、頑張ってくださいと思います。

ほかにないでしょうか。

佐藤委員。

**佐藤委員** 社会教育の質問でないのですが、もう一度学校教育のほうでもう1点だけ戻していただければありがたいなと思っております。

先ほど中学校の修繕費の中のバッテリーの話をしましたけれども、126ページの非常用発電機バッテリー交換、それと実績報告書の52ページは、発電機修理費として20万5,200円と載っています。私も修繕費という文言が入れば理解できたはずなのです。ただ、ここでバッテリー交換だけでは、ちょっと高いのではないかという感じがあったものだからそういう質問になったのですけれども、その辺はどうなのですか。

**新井田委員長** この件に関しては、先ほどご理解をいただいたという中で、審議をさせていただいているのですけれども、あえてということですので何かコメントがあれば。

平野（智）主査。

**平野（智）主査** バッテリー交換です。コンクリートの発電機の部屋に入っているような机3倍くらいの発電機なのです。それが中学校の体育館と、それからトイレ等の非常時に避難所とした時に使えるための発電機で、大きい発電機なのです。ボルト数はわかりませんが、それを動かすためにバッテリーが壊れてしまって動かなかったので、それを取り替えました。それが20万5,200円です。

**新井田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時13分**

**再開 午後2時14分**

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**新井田委員長** ないようですので、続きまして給食センターグループより報告をお願いします。



渋谷給食センター長。

**渋谷学校給食センター長** それでは引き続き、学校給食センター所管の決算についてご説明いたします。

実績報告書、58ページ・59ページをお開き願います。

歳出について、ご説明いたします。

10款 教育費、5項 保健体育費、3目 学校給食費、予算額 4,989万2,000円、決算額 4,922万8,265円、執行率98.7%です。

なお、全ての節で30万以上の不用額の無い予算執行となっております。

ここで、1節 報酬がゼロということで、本来であれば子ども達の健やかな成長を祈って、栄養のバランスを考えたそういう給食を提供するという協議の場として、運営委員会を開催しなければならなかったのですけれども、開催できなかったということで、深く反省してお詫び申し上げます。今年度につきましては、10月にこのあと運営委員会を開催しまして、試食をとおして食育の推進、地場産品の地消の拡大だとか、アレルギー対応について協議を進めたいと考えております。

4節 共済費から9節 旅費につきましては、前年と同様の決算状況となっております。

なお、7節 賃金 745万5,800円につきましては、内訳は調理員4名となっております。

11節 需用費で、修繕費が244万7,383円となっております。主な内訳につきましては、空調インバターの交換 62万6,400円、調理器具の修繕 20万8,440円、配管修理が34万7,694円と施設維持に係る修繕を行っております。詳細につきましては、別紙の説明資料128ページ下段をご参照願います。

12節 役務費から14節 使用料及び賃借料につきましては、前年と同様の決算状況となっております。

15節 工事請負費 677万1,600円については、外壁の劣化が著しいことから塗装工事を実施したものでございます。

16節 原材料費、19節 負担金補助及び交付金については、前年と同様の決算状況となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

**新井田委員長** 歳入もお願いします。

渋谷給食センター長。

**渋谷学校給食センター長** 引き続き、歳入についてご説明いたします。

実績報告書、20ページをお開きください。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、1節 学校給食費、予算額 236万円に対しまして、決算額 223万686円、調定額が259万3,386円、執行率 94.5%、収納率 86%となっております。

学校給食費の決算額内訳につきましては、現年度分学校教職員、小学校の職員と中学校教職員、それとセンターの職員等で218万9,586円、これは現年度分で収納率100%、過年度分 4万1,100円の合計223万686円となっております。

なお、平成27年度当初の給食費の未納額については、4世帯で40万3,800円となっております。当年度の納入額は4万1,100円ということで、27年度末の未納額は36万2,700円という状況となっております。

4世帯のうち3世帯につきましては、少額ではございますが支払い意思があり、現在も支払いをいただいていることから、全額完納に向けて引き続き努力をしたいというふうに考えております。

なお、1世帯生活保護につきましては、奨学資金の償還約束を交わし、今年度償還を履行していることから、給食費の支払いについても同様に理解を得るように努力したいというふうに考えております。

続きまして、実績報告書21ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、4節 雑入です。

使用済み食用油の引取料 5,565円、雇用保険の繰替金の調理員分の3万6,496円の歳入があります。

以上、歳入について終わります。

**新井田委員長** 給食センターグループより説明をいただきました。

何かございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** ないようですので、以上をもちまして、生涯学習課の審査に関しては、全て終了させていただきます。

お疲れ様でございました。

午後2時30分まで休憩を取りたいと思いますので、暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時20分**

**再開 午後2時37分**

### 3.総括質疑事項のまとめ

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

実は、建設水道課のほうから資料の訂正のお話をいただきまして、構口課長から説明を受けたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

構口課長。

**構口建設水道課長** 改めまして、建設水道課の構口です。

本日は、時間を取っていただきありがとうございます。

申し訳ございません。一般会計の決算実績報告書のページでいきますと47ページ、真ん中あたりにあります4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節の繰出金について、金額のほうの訂正をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

いま記載されております数字にあります下水道事業特別会計繰出金企業債償還金、現在8,920万5,773円、これを修正いたしまして7,662万5,021円。

続きまして、給料になります。430万5,227円が訂正いたしまして、1,688万5,979円となります。トータルの繰出金 9,351万円に対しては変更はありませんので、内訳の訂正ということでもよろしくお願ひいたします。

**新井田委員長** いま説明をいただいたとおりなのですが、それできょう皆さんが帰る時に、実績報告書を申し訳ないですけれども、ここに置いて帰っていただければと思ひ

ます。一応建設水道課のほうで、この部分を修正をするという形になるみたいですので、その辺。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時39分**

**再開 午後2時41分**

**新井田委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

きょうの議題というかないと思いますけれども、総括質疑についてということですが、いままで大森町長にほとんど出席をいただいているわけですが、町長に対する総括がなかったということです、それはよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**新井田委員長** 承りました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時41分**

**再開 午後2時43分**

**新井田委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

委員の皆さんには、長時間にわたり本当にお疲れ様でした。以上をもちまして、第4回平成27年度木古内町決算審査特別委員会を終了いたしました。

ご苦勞様ございました。

説明員 大森町長、大野副町長、若山総務課長、森井代表監査委員、高橋税務課長、山下主査、大山主事、佐藤主事、吉田町民課長、尾坂主幹、佐藤(利)主査、敦澤主査、吉澤主査、秋庭主任、折目主事、太田主事、羽沢保健福祉課長、加藤(直)主査、野村教育長、渋谷生涯学習課長、堺主査、工藤主事、平野(智)主査、松本主任、木元(豊)学芸員、渋谷学校給食センター長、名須賀主事

傍聴者 なし

報道 なし

平成27年度決算審査特別委員会

委員長 新井田 昭 男